

## 福山市被保護者就労準備・就労支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、生活保護法の規定に基づき、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から就労定着までの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は福山市とする。

### (事業の実施)

第3条 本事業の全部又は一部を、適切な運営ができると認められる事業者に業務を委託することができる。

### (事業の対象者)

第4条 事業の対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除く。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。
- (2) 現に就労している被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより、増収が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。

### (支援の実施期間)

第5条 3か月を1期とし、最大4期まで、1年を超えない期間とする。ただし、改めて事業を利用することが適当と福山市が判断したときは、事業を再利用することができる。

### (事業内容)

第6条 事業の実施者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) 就労活動に関する支援
- (6) 就職後の定着支援

2 事業の実施者は、体験先、就労先の開拓を行う。

(実施体制)

第7条 事業の実施者は、本事業の主旨を十分理解し、ひきこもり支援及び就労支援にかかわる経験があるコーディネーターを置く。

(個人情報)

第8条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。